

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり算定しましたので公表します。

1 健全化判断比率

いずれの指標についても、早期健全化基準未満であり、財政健全化団体になるような比率ではありません。

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
※ —	※ —	9. 9	87. 0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－（ハイフン）」と表示しています。

「参 照」

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11. 25	16. 25	25, 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がなく、該当ありません。

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率 ※
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
観光施設事業特別会計	—
中央卸売市場事業特別会計	—
生活排水事業特別会計	—

※資金不足が生じていないため、資金不足比率は「—（ハイフン）」と表示しています。
経営健全化基準はいずれも20％

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

(1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

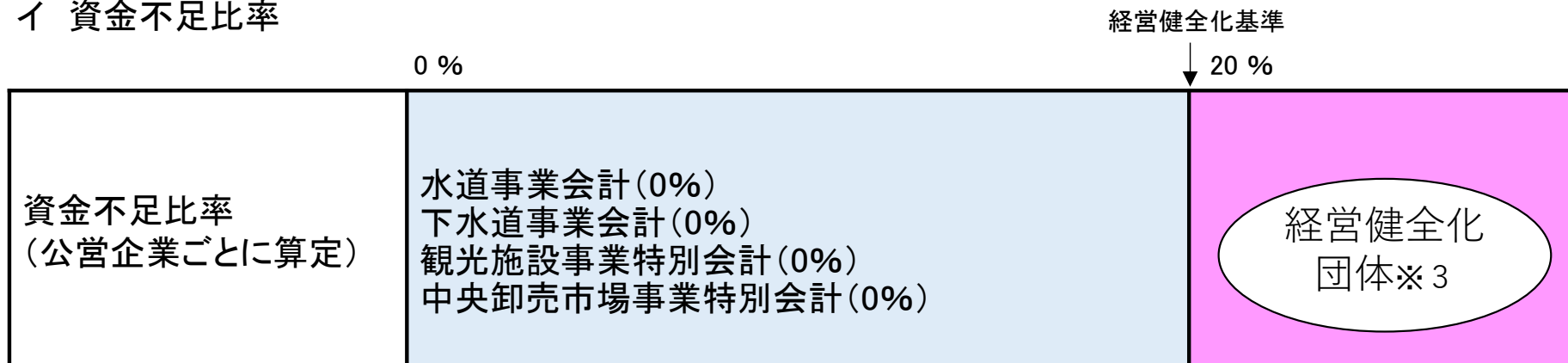
また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

				早期健全化基準	財政再生基準
ア 健全化判断比率					
				早期健全化段階	財政再生段階
実質赤字比率	0%	長崎市(赤字なし) (R6決算:赤字なし)	11.25%	20%	※2 財政再生団体
連結実質赤字比率	0%	長崎市(赤字なし) (R6決算:赤字なし)	16.25%	30%	
実質公債費比率	0%	長崎市(9.9%) (R6決算:10.4%)	25%	35%	
将来負担比率	0%	長崎市(87.0%) (R6決算:91.6%)	350%		

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率



※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

(2) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額)の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したもの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和7年度決算】

一般会計等においては、10億6,003万9千円の黒字であり、令和6年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和7年度	令和6年度
1 一般会計	1,010,455	1,138,025
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	49,584	45,995
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計(A)	1,060,039	1,184,020
標準財政規模(B)	105,345,437	102,172,438
実質赤字比率(%) A÷B	－	－

イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものの。

【令和7年度決算】

いずれの会計においても赤字は生じておらず、全会計の合計で299億3,915万3千円の黒字であり、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

（単位：千円）

会計名		実 質 収 支 額 資 金 剰 余 額	
		令和7年度	令和6年度
1 一般会計等		1,060,039	1,184,020
2 公営企業に係る特別会計以外の会計		1,763,005	1,379,545
	(1)国民健康保険事業特別会計	230,596	217,804
	(2)介護保険事業特別会計	1,020,825	899,837
	(3)後期高齢者医療事業特別会計	511,584	261,904
	(4)駐車場事業特別会計	0	0
3 公営企業に係る特別会計		27,116,109	26,092,852
	(1)水道事業会計	13,225,579	13,009,124
	(2)下水道事業会計	13,807,618	13,031,759
	(3)観光施設事業特別会計	82,912	51,969
	(4)中央卸売市場事業特別会計	0	0
計（A：1＋2＋3）		29,939,153	28,656,417
標準財政規模（B）		105,345,437	102,172,438
連結実質赤字比率（％） A÷B		－	－

ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{A) 地方債の元利償還金充当一般財源} + (\text{B) 準元利償還金} - (\text{C) 交付税措置額}}{(\text{D) 標準財政規模} - (\text{C) 交付税措置額}} \quad (\text{3か年平均})$$

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したもの。

【令和7年度決算】

令和5年度から令和7年度の3か年平均で算出した令和7年度の実質公債費比率は9.9%であり、令和6年度の10.4%から0.5ポイント減少している。

これは、分母の構成要素である標準財政規模が標準税収入額及び普通交付税の増などに伴い増加したことに加え、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が一般単独事業債に係る償還金の減などに伴い減少したことなどによるものである。

(単位: 千円)

	R7	R6	R5	R4
A地方債の元利償還金 充当一般財源	19,358,356	19,992,714	19,976,970	19,941,110
B準元利償還金	3,979,125	4,151,334	4,294,763	4,574,968
C交付税措置額	15,062,280	15,192,891	15,291,479	15,574,702
D標準財政規模	105,345,437	102,172,438	100,530,137	100,144,822
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	9.16583	10.29111	10.53542	10.57274
令和7年度 (%) (3か年平均)	9.9			
令和6年度 (%) (3か年平均)		10.4		

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{A}) \text{ 将来負担額} - (\text{B}) \text{ 充当可能財源等}}{(\text{C}) \text{ 標準財政規模} - (\text{D}) \text{ 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担(将来負担額)について「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和7年度決算】

令和7年度末における将来負担額は、3,145億5,382万3千円で、地方交付税措置見込額や基金といった将来負担額に充当可能な財源2,359億4,850万7千円を差し引いた実質的な将来負担額は786億531万6千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は87.0%で、令和6年度末の91.6%から4.6ポイント減少している。

これは分母の構成要素である標準財政規模が標準税収入額及び普通交付税の増などに伴い増加したことに加え、分子の構成要素である将来負担額において、令和7年度の元金償還額が新規借入額を上回ったことなどに伴い、地方債現在高が減となったことなどによるものである。

(単位:千円)

項目		金額	
		令和7年度	令和6年度
A将来負担額		314,553,823	320,636,606
	(1)地方債の現在高	261,290,179	264,711,895
	(2)債務負担行為に基づく支出予定額	231,988	253,487
	(3)公営企業債等繰入見込額	29,635,096	32,146,790
	(4)組合負担等見込額	0	0
	(5)退職手当負担見込額	21,070,800	20,721,382
	(6)設立法人の負債額等負担見込額	2,325,760	2,803,052
	うち地方独立行政法人	2,275,331	2,747,495
	うち第三セクター等	50,429	55,557
	(7)連結実質赤字額	0	0
	(8)組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B充当可能財源等		235,948,507	240,911,408
	(1)充当可能基金	49,041,155	47,288,536
	(2)充当可能特定歳入	39,062,469	39,009,229
	(3)基準財政需要額算入見込額	147,844,883	154,613,643
C標準財政規模		105,345,437	102,172,438
D交付税措置額		15,062,280	15,192,891
将来負担比率(%) (A－B)÷(C－D)		87.0	91.6

(3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額(実質赤字)の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額(実質赤字)を、公営企業の事業規模(料金収入の規模)と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示したものの。

【令和7年度決算】

いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は「－(ハイフン)」として表示している。

令和7年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,225,579	8,670,711	—
	2 下水道事業会計	13,807,618	7,603,768	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	82,912	659,578	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	140,093	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

令和6年度

(単位:千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	13,009,124	8,742,159	—
	2 下水道事業会計	13,031,759	7,632,831	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	51,969	632,331	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	147,142	—